



平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 日新製鋼株式会社
代表者名 代表取締役社長 三喜 俊典
(コード番号：5413 東証第一部)
問合せ先 総務部長 榎 信行
(TEL. 03-3216-5566)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 29 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達背景と目的】

当社は、平成 24 年 10 月に旧日新製鋼株式会社（以下「旧日新」という。）及び日本金属工業株式会社（以下「日金工」という。）を完全子会社とする持株会社「日新製鋼ホールディングス株式会社」として設立され、本年 4 月 1 日には当社と旧日新並びに日金工の 3 社を合併のうえ商号を日新製鋼株式会社に変更し、新生「日新製鋼」として新たにスタートいたしました。かかる状況の中、当社グループは平成 24 年 11 月に策定した 24 号中期連結経営計画（以下「当中期経営計画」という。）において激しい環境変化にも対応できる強靱な企業体質の構築を目指しております。当中期経営計画のメインテーマである統合シナジーについては、周南製鋼所製鋼工程のリフレッシュ工事と衣浦製造所製鋼工程の周南製鋼所への集約を平成 27 年度に控えており、現在は統合シナジーの最大化・早期獲得に努めるとともに、高付加価値製品の拡販及び合理化・総コスト削減の観点から各施策について強力に推進しております。

足元の主力需要分野の状況につきましては、引き続き世界的な成長が見込まれる自動車分野や、太陽光に代表される新エネルギー分野の伸長、復興需要や東京五輪関連の基盤整備等の需要が期待できる国内建材分野など、総じて堅調に推移しております。こうした需要に対応すべく当社グループは、経営理念である「お客様中心主義」に基づき、自動車分野に対しては、素材の現地調達ニーズに対応した中国での特殊鋼圧延合弁事業会社の設立や銅めっき事業の立上げなど、当社独自の高付加価値製品の積極的なグローバル展開を進めるとともに、国内建材分野に対しては、当社の優れた素材開発力とグループ会社が得意とする加工・成形技術の融合によるお客様へのソリューション提案を通じた積極的な需要開発を推進しております。さらには優れた耐食性を有する当社主力商品である ZAM®（注 1）についても、米国子会社での生産開始など、一層の拡販に取り組んでおります。これらの取り組みに加え、グループ一体となった合理化・総コスト削減活動により、当中期経営計画の数値目標に対しては順調に推移しております。

当中期経営計画は、その前半 2 カ年（平成 25、26 年度）を「企業基盤強化期間」と位置づけており、戦略投資や統合シナジー最大化など成長ステージに向けた投資が集中する状況においても、たな卸資産や有価証券等の資産圧縮や投資の厳選などによる連結フリー・キャッシュ・フローの黒字確保と有利子負債低減による財務体質の強化を進めております。今回の自己株式処分（以下「本自己株式処分」という。）は、この方向性を堅持し、後半 2 カ年（平成 27、28 年度）を前に財務基盤の強化を加速させ、次なる飛躍の土台を確固たるものとするを目的としております。具体的には本自己株式処分による調達資金を、平成 21 年 10 月に旧日新が発行した第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）（以下「本社債」という。）の償還資金の一部に充当し、資本の質を高めるとともに、利払いコストの軽減による収益力の向上を図ってまいります。なお本社債には借換制限条項（注 2）が付されており、本自己株式処分は当該条項を充足するものであります。また既存株主の皆様

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

様に対して株式価値の希薄化を抑制するために、新たな株式の発行を行わず自己株式の範囲内に止めることといたしました。なお残る償還資金の調達方法については現在検討中であります。

当社グループは、株式価値の希薄化へ配慮しつつ財務健全性の向上を推進する一方、効率的な要員・組織・設備・グループ事業体制の構築を加速させることにより、引き続き当社グループの持続的な成長を目指してまいります。

(注1) ZAM® (ザム)：当社が世界で初めて工業生産化に成功した高耐食性の溶融亜鉛-アルミニウム-マグネシウム合金めっき鋼板

(注2) 借換制限条項：本社債の償還または買入日以前1年間に、当社株式又は格付機関から本社債と同等以上の資本性を有するとの承認を得た証券若しくは債務により資金を調達していない限り、本社債につき償還(ただし、満期償還を除く。)又は買入れを実施しないことを意図する条項

記

1. 公募による自己株式の処分(一般募集)

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 8,435,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年9月10日(水)から平成26年9月16日(火)までの間のいずれかの日(以下「処分価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(事務主幹事会社)、みずほ証券株式会社及び野村証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社は需要状況の把握を共同で行い、また配分については協議の上行う。
なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年9月18日(木)から平成26年9月22日(月)までの間のいずれかの日。ただし、処分価格等決定日が平成26年9月16日(火)である場合には平成26年9月22日(月)とし、その他の日の場合には処分価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,265,000 株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売
出株式数は、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分
価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株
式会社が当社株主から 1,265,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売
出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取
締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる
場合、本オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 1,265,000 株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と
同一とする。
- (3) 割 当 先 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (4) 申 込 期 間 平成 26 年 9 月 26 日(金)
(申 込 期 日)
- (5) 払 込 期 日 平成 26 年 9 月 29 日(月)
- (6) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (7) 上記（4）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、募集を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役
社長に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。なお、一般募集が中止となる
場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご 注 意 : この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から1,265,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、1,265,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年8月29日（金）開催の取締役会において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が割当先とする当社普通株式1,265,000株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当」という。）を、平成26年9月29日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年9月24日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

シンジケートカバー取引及び安定操作取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、みずほ証券株式会社と協議の上、これらを行います。

2. 今回の一般募集及び本件第三者割当による自己株式数の推移

| | | |
|-----------------|------------|----------------|
| 現在の自己株式数 | 9,752,524株 | （平成26年7月31日現在） |
| 一般募集による処分株式数 | 8,435,000株 | |
| 一般募集後の自己株式数 | 1,317,524株 | |
| 本件第三者割当による処分株式数 | 1,265,000株 | （注） |
| 本件第三者割当後の自己株式数 | 52,524株 | （注） |

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数（処分株式数）の全株に対し三菱UFJモ

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ルガン・スタンレー証券株式会社から申込みがあり、処分が行われた場合の数字です。

3. 調達資金の用途

(1) 今回の調達資金の用途

今回の一般募集及び本件第三者割当に係る手取概算額合計上限 10,843,463,000 円について、全額を平成 26 年 10 月 31 日までに第 1 回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定）の償還資金の一部に充当する予定です。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の自己株式の処分の実施により、財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

利益の配分については、連結業績に応じた適切な剰余金の配当を実施していくことを基本に、企業価値向上に向けた今後の事業展開に必要な内部留保の確保及び今後の業績見通しを踏まえつつ、安定的な株主還元を実施する方針としています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

毎事業年度における配当の回数については、定款に中間配当と期末配当の基準日を定めており、年 2 回を基本としています。

また、剰余金の配当など会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議で定めることができる旨を定款で定めており、取締役会又は株主総会の決議で実施することができます。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金については、企業価値向上に向けた持続的な収益成長と競争力強化のための投資、並びに財務体質の強化に活用していく予定であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 |
|--------------------------------------|----------------|-----------------|
| 1 株当たり連結当期純利益又は 1 株当たり連結当期純損失 (△) | △393.32 円 | 177.72 円 |
| 1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金) | 5.00 円 (一円) | 15.00 円 (一円) |
| 実績連結配当性向 | —% | 8.4% |
| 自己資本連結当期純利益率 | △21.8% | 9.4% |
| 連結純資産配当率 | 0.3% | 0.8% |

(注) 1. 当社は、平成 24 年 10 月 1 日に旧日新製鋼株式会社と日本金属工業株式会社が経営統合し、共同株式移転の方法により両社を完全子会社とする株式移転設立完全親会社として設立されました。設立に際し、旧日新製鋼株式会社を取得企業として企業結合会計を行っているため、平成 25 年 3 月期の連結経営成績は、取得企業である旧日新製鋼株式会社の平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの連結経営成績を基礎に、日本金属工業株式会社及びその関係会社の平成 24 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの経営成績を連結したものとなります。

2. 平成 25 年 3 月期の 1 株当たり連結当期純損失金額は、当社が平成 24 年 10 月 1 日に株式移転

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

により設立された会社であるため、会社設立前の平成 24 年 4 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの期間について、旧日新製鋼株式会社の期中平均株式数に株式移転比率を乗じた数値を用いて計算しています。

3. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。平成 25 年 3 月期については、連結当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
4. 自己資本連結当期純利益率は、当該決算期間の連結当期純利益又は連結当期純損失を連結貸借対照表の自己資本（純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値であります。
5. 連結純資産配当率は、1 株当たりの年間配当金を 1 株当たり連結純資産（期首 1 株当たり連結純資産と期末 1 株当たり連結純資産の平均）で除した数値であります。
6. 当社は平成 24 年 10 月 1 日設立のため、平成 24 年 3 月期に係る記載はありません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 始値 | 848 円 | 744 円 | 891 円 |
| 高値 | 849 円 | 1,508 円 | 1,452 円 |
| 安値 | 476 円 | 653 円 | 875 円 |
| 終値 | 743 円 | 883 円 | 1,117 円 |
| 株価収益率 | 一倍 | 5.0 倍 | — |

(注) 1. 当社は平成 24 年 10 月 1 日から株式会社東京証券取引所に上場しているため、平成 25 年 3 月期の株価は上場後 6 ヶ月間の株価であり、それ以前の株価及び株価収益率について該当事項はありません。

2. 平成 27 年 3 月期の株価については、平成 26 年 8 月 28 日現在で表示しております。

3. 株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を当該決算期間の 1 株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成 25 年 3 月期は連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は表示しておりません。

③ 過去 5 年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社は三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式

ご注意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行又は処分、当社普通株式に転換可能若しくは交換可能な有価証券の発行及びこれに類する一定の行為（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による当社普通株式の発行並びに平成 24 年 10 月 1 日開催の当社取締役会において導入が決定された「株式の大量買付けに関する適正ルール（買収防衛策）」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご 注 意：この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。